

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月及び同年 3 月

昭和 51 年 1 月末に会社を退職して A 町の実家に戻り、兄が、同町役場で私の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料も納付した。

申立期間について、兄に確認したところ国民年金保険料を納付しているということなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の兄は、20 歳から 60 歳までの国民年金保険料を完納していることから、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、A 町が発行した国民年金保険料納付状況証明書によれば、申立期間について「納付書発行済」と記載されていることから、納付意識の高かった申立人の兄が、納付書の発行を受けながら当該期間の国民年金保険料を未納のままにしておくとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 1326 (事案 1206 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの期間及び 57 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金の定額保険料と一緒に付加保険料を納付していたので、申立期間について付加保険料が未納とされていることに納得できない。申立期間について付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における国民年金の定額保険料に係る申立てについては、i) 申立期間は、いずれも短期間であり、申立人は、昭和 52 年 11 月から 61 年 3 月までの期間は国民年金に任意加入しているなど、納付意識は高かったものと考えられること、ii) 申立期間①については、その前後の期間の国民年金保険料が納付済みである上、その直前の期間の保険料は過年度納付されていることが確認でき、申立期間①の保険料が納付されなかったとは考え難いこと、iii) 申立期間②については、A市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、57年12月17日に、56年10月から57年3月までの過年度納付書が発行されていることが確認でき、このうち、56年10月から同年12月までの期間が納付済みであることから、申立期間②を未納のままとしていたとは考え難いことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年9月10日付け年金記録を訂正する必要があるとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①及び②について、国民年金の定額保険料と一緒に付加保険料を納付していたとして再申立てを行っているが、申立期間①は6か月、申立期間②は3か月とそれぞれ短期間である上、申立人は、昭和52年11月4日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得し

てから 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者となるまでの間、定額保険料の未納は無く、付加保険料も申立期間を除いて納付済みとなっている。

また、オンライン記録において、付加年金の始期が昭和 52 年 11 月、終期が 61 年 3 月となっており、途中で付加年金を脱退した記録は確認できない上、申立期間を除くほかの期間は、過年度納付が行われた期間も含めて付加保険料が納付済みとされていることから、申立期間のみ付加保険料が納付されなかったとは考え難い。

さらに、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間②及びその直前の 3 か月の納付書が、昭和 57 年 12 月 17 日に発行されたことが確認できるところ、申立期間②の直前の 3 か月は付加保険料も納付されていることから、申立期間②に係る納付書にも付加保険料を含む額が記載されていたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年2月から39年2月まで

年金事務所から、昭和37年2月から39年2月までの期間は、国民年金保険料が一度納付された記録となっていたが、その納付された保険料は別の期間に充当されており、申立期間は、国民年金の被保険者資格を失っているとの説明を受けた。

しかし、そのような手続をした記憶は無く、なぜそのような処理をされたのか理由が分からないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間の国民年金保険料は昭和38年に納付されていることが確認できる。国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は、国民年金被保険者資格を37年2月28日に喪失し、申立期間は未加入期間として取り扱われ、48年12月10日に申立期間の国民年金保険料が39年4月から41年4月までの期間に充当されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間においてほかの公的年金に加入しておらず、申立期間当時は配偶者もいないことから、国民年金の強制加入被保険者となる期間であると考えられ、申立期間の国民年金保険料がほかの期間に充当される理由は見当たらない上、充当された時点では、既に時効により充当することはできないことを踏まえると、行政側の事務処理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城厚生年金 事案 1960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和33年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月6日から同年3月1日まで

私は、A社に昭和26年11月に入社し、49年1月に退社するまで辞めることなく継続して働いていたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が抜けているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からの回答、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社（C県）から同社（D県）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び複数の元同僚は、A社（C県）がD県での販売部門を拡充強化するため、同社の販売特約店であったE社が行っていた販売の取扱いを分離し、新たに昭和33年1月にA社の販売店をD県に設立するために異動したことを記憶している。

しかし、A社（D県）が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年3月1日であり、当該事業所が適用事業所となるまでの期間は、異動前の事業所において被保険者資格を有すべきものであることから、申立人に係るA社（C県）における資格喪失日に係る記録を同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（C県）にお

ける昭和 32 年 12 月の社会保険事務所（当時）の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

宮城厚生年金 事案 1963

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録を見ると、昭和55年3月31日から同年4月1日までの期間の加入記録が無い。私は、同年4月1日付けでA社C支店から同社D支店に転勤になっているが、一度も会社を退職していない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が昭和55年4月1日付けでA社D支店に転勤したと証言し、申立人の説明と一致していることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和55年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同

年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から28年9月1日まで

私は、昭和27年4月にA社に入社し、平成6年7月に退職するまで継続して勤務した。

厚生年金保険には入社から退職まで加入していたはずであり、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書、社員名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に昭和27年4月1日から継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、申立人は正社員であり、正社員については入社時から厚生年金保険に加入させていたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の当該期間に係る社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の提出が遅延したとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年4月から28年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金 事案 1966

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和51年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月28日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社本社で昭和51年2月28日資格喪失、同社C支社で同年3月1日資格取得となっており、申立期間が未加入となっていた。勤務は継続しており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が作成した申立人に係る経歴証明書、申立人の提出した給料明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和51年2月28日にA社本社から同社C支社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支社における昭和51年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管していた申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和51年3月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金 事案 1967

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 46 年 1 月 1 日まで
昭和 45 年 12 月末に会社を退職して 46 年 4 月婚姻した。47 年 7 月末か同年 8 月初め頃、夫の転勤に伴い A 県から B 県に引っ越したが、慣れない土地で子育てが大変であった。そのような中で脱退手当金が支給されていれば記憶に残っているはずである。

申立期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 年 8 か月後の昭和 47 年 9 月 1 日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金が請求されたとすれば、旧姓でなされたものと考えられるが、申立人は、昭和 46 年 4 月に婚姻により改姓し、その後、脱退手当金の支給決定までに 1 年以上が経過していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、昭和 59 年頃に A 市役所に行き、窓口の職員に今から国民年金に加入しても受給資格を満たすことができることを確認した上で加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。

受給資格を満たすために、申立期間当時から国民年金保険料を納付してきたので、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳番号割振設定表によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、60 年 7 月 2 日以降に払い出されていることが確認できる。

また、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）は、職権により昭和 61 年 1 月 11 日に作成されており、同名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日が 58 年 11 月 1 日とされていることが確認できるが、これは、当時同市において、国民年金の強制加入被保険者となるべき者でその適用が行われていない者（未加入者）に対しては、国民年金の強制加入被保険者への適用（職権適用）を行っており、その際、申立人の国民健康保険被保険者資格取得日である同年 11 月 1 日を国民年金の資格取得日とする処理が行われたものと考えられる。

さらに、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）によれば、申立期間を含む昭和 58 年 11 月から平成 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料は未納とされている。

加えて、オンライン記録によれば、申立期間のうち昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び 63 年 4 月から平成元年 4 月までの期間が「不

在」とされており、少なくともこれらの期間については、国民年金保険料の現年度納付はされなかったものと考えられるほか、同記録によれば、2年7月5日に、過年度保険料の納付書が発行されたことが確認できるものの、申立人は、過年度納付書を受け取った記憶や保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 59 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 59 年 10 月まで
申立期間当時は、会社を退職して父親の勤務先でアルバイトをしており、父親が代わりに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の 1 番前の番号で国民年金被保険者資格を取得している者が昭和 63 年 9 月に 20 歳に到達していること、及び申立人が同年 10 月 18 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、同年 10 月以降であると推認され、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は、昭和 63 年 10 月 18 日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、申立期間当時の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保

険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで
② 昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで

私は、A社（昭和 40 年 7 月 25 日から 44 年 6 月 25 日までの社名は、B社）に昭和 38 年 10 月から 41 年 10 月までの期間及び 42 年 5 月から 49 年 6 月までの期間勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、複数の元同僚の証言から、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 43 年 7 月 1 日であり、同日より前に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、申立期間①及び②において、A社に勤務していたとする元同僚が、「だれかが厚生年金保険の話を出したので、みんなで会社に話をし、その後会社が社会保険に加入した記憶がある。」と回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 43 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得した者は、申立人を除き 11 名確認できるところ、氏名が判読不能な 1 名を除く 10 名は、いずれも申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は無く、うち 9 名は、当該期間に国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、A社は、既に解散している上、事業主及び申立期間①及び②当時、会計事務を担当していた者は死亡していることから、当時の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月1日から54年3月31日まで

私は、A社に昭和52年8月1日から勤務していたが、厚生年金保険の加入期間が54年3月31日からとなっているので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、勤務時期の特定まではできないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の元事業主に照会したところ、元事業主の息子は、「父は申立期間当時の記憶が無い上、平成9年に廃業し書類も廃棄していることから当時の状況について不明である。」と回答している。

また、複数の元同僚に照会したところ、1名は、昭和53年4月から当該事業所に勤務したと回答しているが、オンライン記録によれば、当該元同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は54年6月20日であることから、当該事業所は、必ずしも従業員の入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人及び複数の元同僚は、申立期間における当該事業所の従業員の人数について8名から20名と回答しているが、当該期間の大部分の月において当該事業所の厚生年金保険被保険者数は7名以下であることから、当該事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致しており遡及訂正などの不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 18 日から 48 年 5 月 21 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間の船員保険加入期間について照会したところ、昭和 47 年 9 月 18 日に資格喪失、48 年 5 月 21 日に資格再取得となっており、申立期間が未加入となっていることが分かった。

継続して勤めていたことは間違いないので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の回答により、申立人が、申立期間も継続して A 社に在籍していたことが認められる。

しかし、船員保険法は、船員法第 1 条に規定する船員であって船舶所有者に使用される者が船員保険の被保険者になると定め、船員法第 1 条では、国土交通省令（当時は、運輸省令）の定める船舶を除き、日本船舶に乗り組む者が対象となると定めているところ、当該事業所は、申立人が申立期間について外国船籍の船舶に派遣されていたと回答しており、申立人も同様の説明をしていることから、申立人が乗っていた外国船籍の船舶は、船員保険が適用となる船舶ではなかったために、申立人は、申立期間について船員保険の被保険者とはならなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に乗っていた船舶の名称や同僚の名前を覚えていないため、申立期間当時の勤務状況等について照会することができず、ほかに申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。